佐倉市景観条例施行規則

平成 29 年 12 月 22 日規則第 41 号

佐倉市景観条例施行規則

佐倉市景観条例施行規則(平成12年佐倉市規則第62号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成 16 年国土 交通省令第 100 号。以下「省令」という。)及び佐倉市景観条例(平成 29 年佐倉市条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等)

- 第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(別記様式第1号)により行うものとする。
- 2 条例第3条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。
- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 第4条第2項の事前協議結果通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略 させることができる。

(変更の届出書)

第3条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(別記様式第2号)に省令第1条第2項第1号から第3号まで及び前条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

(事前協議)

- 第4条 条例第6条の規定による協議は、法第16条第1項の規定による届出をしようとする日の30日前までに、事前協議書(別記様式第3号)に省令第1条第2項に掲げる図書(条例第3条第5項に規定する書面の写しを除く。)又は第2条第2項に掲げる図書(同項第4号に掲げる図書を除く。)を添付して市長に提出した上で行うものとする。
- 2 条例第8条の規定による結果の通知書は、事前協議結果通知書(別記様式第4号)とする。

(適合通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為適合通知(別記様式第5号)により当該届出を行った者に通知する。

(公表の方法)

第6条 条例第9条第2項の規定による公表は、佐倉市公告式条例(昭和34年佐倉市条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定提案)

第7条 省令第7条第1項及び省令第12条第1項に規定する提案書は、景観重要建造物・樹木指定提案書(別記様式第6号)とする。

(景観重要建造物等の指定の告示)

- 第8条 条例第11条第2項及び条例第13条第2項の規定による告示は、次の事項について行うものとする。
- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 建築物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種
- (3) 所在地

(景観重要建造物等の標識の設置)

第9条 法第21条第2項又は法第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の景観を損なわない意匠とするとともに、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更)

第10条 省令第9条第1項及び省令第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物・樹木現状変更申請書 (別記様式第7号)とする。

(景観重要建造物等の所有者の変更)

第11条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物・樹木所有者変更届書(別記様式第8号)により行う ものとする。

(会長及び副会長)

- 第12条 条例第17条第1項に規定する佐倉市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、条例第 17 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを 定める。
- 3 副会長は、条例第 17 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから会長の指名によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第13条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、適当と認める者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(審議会の運営)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条から第 11 条までの規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

景観計画区域内行為届出書

		年	月	日
(宛先)佐倉				
	届出者住	所		
	(行為者) 氏	名		1
	電話番	养号		
(法人	その他の団体にあっては、主たる事務所の	の所在地、名称及び代	表者の月	氏名)
暑観法第16	条第1項の規定により、次のとおり履	国け出ます。		
NINIDAT C	住所	подку,		
	氏名			
設 計 者	707			
	担当者	電話番号		
	住所			
施工者	氏名			
旭 工 1				
	担当者	電話番号		
行為の期間	着手予定 年 月 日 ~ 第	完了予定 年	月	日
行為の場所	佐倉市			
	□新築 □増築 □改第	№ □移転		
	建 築 物 □修繕又は模様替			
	□色彩の変更			
	□新設 □増築 □改領	段 □移転		
行為の種類	工 作 物 □修繕又は模様替			
	□色彩の変更			
	□開発行為 □木		 戈採	
	□土石の採取その他の土地の形質の変	変更		
	□屋外における土石、廃棄物、再生資	資源その他の物件の堆	積	
	□変更あり □変	変更なし		
事前協議から の 変 更	主な変更点			

- 注1 該当する□にチェックをしてください。
 - 2 事前協議からの変更点がある場合は、変更箇所を確認することができる図書を添付してください。

景観計画区域内行為変更届出書

(宛先) 佐倉市	· E.						4	丰	月	日	
(死元) 任启巾	文			15.							
			出 者								
		(行:	為者)	氏	名					印	
				電話看	番号						
(法人	その他の団体	本にあって	は、主力	たる事	タ所の かんしゅう かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	所在地、	名称及	び代	表者の	氏名)	
景観法第16条	:第2項の規	定により	、次のと	とおり	届け出	出ます。					
	I										
佐倉市景観計画											
法定届出書			年		月		日				
届出年月日											
行为	나바 선 내바 30.	# 秦士									
行為の場所	地名地雷	任君巾									
		785	24.		\top		-				
	変	更	前			変	9	Ē	後		
設計又は施工											
方法の変更内容											
変更理由											
人 人 生 田											

事前協議書

													年	月	日
	(宛夕	는)	佐倉	市長											
							議								
						(:	行為者)	氏	-					1
										番号					
	(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)														
佐倉市景観条例第6条の規定により、次のとおり協議します。															
				住所											
en.	-3 I		-tr.	氏名											
設	計		者												
				担当者								電話	舌番号		
				住所											
46	_		4	氏名											
施	I		者												
				担当者								電話	舌番号		
行	為の	期	間	着手予定		年	月	日	\sim	完了	了予定		年	月	日
行	為の	場	所	地名地	番	佐倉市									
						□新築	□増	築	四改	築	□移転				
				建築	物	□修繕	又は模	様を							
						□色彩	の変更								
						□新設	□増	築	四改	築	□移転				
行	為の	種	類	工作	物	□修繕	又は模	様を	奉						
		,	,,,			□色彩									
				□開発行	:為					木竹	の植栽	口木	竹の付	対採	
				口土石の	採用	文その他	の土地	の 別	- 修質σ	変更	Ē.				
												の物件	中の堆	積	
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積														

注 該当する□にチェックをしてください。

第 号 年 月 日 様 印 佐倉市長 事前協議結果通知書 佐倉市景観条例第6条の規定により 年 月 日付けで届出がありました 行為の計画につきましては、下記により事前協議の結果を通知いたします。 記 1 行為の場所 2 行為の種類 3 事前協議の結果

第 号 年 月 日 様 印 佐倉市長 景観計画区域内行為適合通知書 景観法第16条第1項の規定により 年 月 日付けで届出のありました 下記の行為につきましては、佐倉市景観計画に定められた景観形成基準に適合してい ますので通知いたします。 記 1 行為の場所 2 行為の種類

景観重要建造物·樹木指定提案書

年	月	日
---	---	---

(宛先) 佐倉市長

提 案 者 住 所 氏 名

A

電話番号

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定により、次のとおり提案します。

建築物の名称又は樹木の樹種	
所 在 地	
(提案者が所有者と異なる場合) 合) 所有者の住所及び氏名 法人その他の団体にあって は、主たる事所の所在地、 名称及び代表の氏名	
建造物の外観又は樹木の樹容の特徴	
提 案 の 理 由	

- 注 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所 及び氏名を記載してください。
 - 2 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化等からみた景観上の特徴を記載してください。

(宛先) 佐倉市長

景観重要建造物・樹木現状変更許可申請書

京晚里女座坦彻 " 倒小先仇及关口 5 中明音			
	年	月	日

申 請 者 住 所(行為者) 氏 名電話番号

A

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指	定		番	号	第		号
指	定	年	月	日	年	月	日
名				称			
所		在		地			
現場	大変更	〔行為	為の種	重類			
現	状 変	更	の 場	所			
設言	計又	は施	行方	法			
着	手	予	定	日	年	月	日
完	了	予	定	日	年	月	日

景観重要建造物・樹木所有者変更届出書

									年	月	日
(宛先) 佐倉	市長										
		届	出	者	住	所					
		(1	亍為者	旨)	氏	名					1
					電話	括番号					
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)											
暑観法第4	3条の規定により	The C	カレナ	おり	届けり	Hます					

別 □景観重要建造物 □景観重要樹木 種 指 定 番 뮺 第 뮺 指 定 年 月 年 日 月 日 名 称 又 は 樹 種 在 所 地 変更前の所有者の住所及び氏名 法人その他団体にあっては、 主たる事所の所在地、名称及 び代表の氏名

注 1 該当する□にチェックをしてください。

日

年 月

変

更

2 変更前の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所及び氏名を記載してください。

年

月 日